

富山市除排雪機械購入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 36 号)第 24 条の規定に基づき、富山市除排雪機械購入事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「除排雪機械」とは、除排雪に必要な機能を有する機械で、市長が別に定めるものをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、冬期間の降雪により市民生活に支障を及ぼす道路の除排雪の円滑化を図るため、除排雪機械を購入しようとする各校下雪対策推進協議会又は町内会(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象経費は、除排雪機械の購入費とする。

(補助金額)

第 5 条 補助金額は、除排雪機械 1 台当たり購入費の 75 パーセント以内の額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、200 万円を限度とする。

(交付申請書の添付書類及び提出期日)

第 6 条 規則第 4 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類は事業計画・収支予算書(様式第 1 号)とし、補助金交付申請書の提出期日は別

に定める。

(交付決定の通知)

第 7 条 規則第 5 条第 3 項に規定する通知は、富山市除排雪機械購入事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により行うものとする。

(申請取下げ期日)

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の市長の定める期日は、前条の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

(実績報告書の添付書類)

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、事業実績・収支決算書(様式第 3 号)及び領収証とする。

(額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条に規定する通知は、富山市除排雪機械購入事業補助金額確定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(維持管理)

第 11 条 補助事業者は、補助事業により購入した除排雪機械を適正に維持管理しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保存しなければならない。

(細則)

第 13 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 4 日から施行する。